

令和7年度 鳥取県会計年度任用職員（心理療法専門員） 採用試験募集案内

◆鳥取県中部総合事務所県民福祉局地域福祉課◆
〒682-0802 倉吉市東巖城町2番地（中部総合事務所2号館1階）
電話(0858)23-3187 <https://www.pref.tottori.lg.jp/chubu-kenminfukushi/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	令和7年1月21日（火）～令和7年2月3日（月） ◎持参、郵送どちらでも申込みができます。 ◎郵送の場合は、令和7年2月3日（月）17:15までに到着したもの（期限までに申込先に到着したことが確認できるもの）に限り受け付けます。 ◎持参による場合の受付時間 平日の8:30～17:15は地域福祉課で受け付けます。 （土・日曜日、祝祭日は閉庁日のため受け付けておりません。） ※上記の日時以外に持参されたり、郵送到着となっても、理由の如何を問わず受理しません。
試験日時	令和7年2月6日（木）午前10時から ◎開始時刻は、公募締め切り後、別途連絡します。
試験会場	中部総合事務所県民福祉局相談室（2号館1階）
試験結果発表日	令和7年2月13日（木）（予定）

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用 予定者数	職務内容	配属先
心理療法専門員	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者等への心理的支援に関すること。 ・DV被害等に係る支援者への心理面のスキルアップトレーニング及び心理面のケースカンファレンスの実施に関すること。 ・デートDV予防学習に関する企画・運営・実施に関すること。 ・女性保護業務の補助に関すること。 	中部総合事務所 県民福祉局 地域福祉課

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 必要な資格、免許等
 - ・大学又は大学院において心理学を修めて卒業（修了）した人
 - ・個人及び集団心理療法の技術を有する人又はこれを同程度と認められる人
 - ・パソコン（ワード・エクセル）を使用し、文書作成ができる人
 - ・普通自動車の運転免許を取得している人
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

4 試験内容

試験種目	配点	内 容
専門試験	100点	事前提出による論文試験 テーマ：『DV被害者等の相談業務や心理的支援で大切にしたいことは』 文字数：800字以内（タイトル、氏名は文字数に含まない。）
人物試験	300点	個別面接による人物及びDV被害者支援等に関する知識についての口述試験（20分程度）

5 任用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日（予定）

6 勤務条件（予定）

給 与	<p>○報酬 日額 12,090円 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までには制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。 ※県一般職の給料月額の改定に準じて改定するため、任期中中に改定する場合があります。</p> <p>○期末勤勉手当 期末手当：報酬の月額相当額の2.21月（6月期：1.105月分、12月期：1.105月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 （例：令和7年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30 12月期：100分の100） ※県一般職の期末勤勉手当の改定に準じて改定するため、任期中中に改定する場合があります。</p> <p>○費用弁償（通勤手当） ・通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 ・交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 ・自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,376円から42,985円までの範囲内で支給します。 ※制度改正があった場合は、それによります。</p>
福 利	健康保険（地方公務員共済）、厚生年金保険、雇用保険対象、公務災害補償
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 （1）年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 （2）特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日 及び 勤務時間	1か月17日 午前8時30分から午後5時15分まで ※毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）は、勤務を要しない日とします。ただし、業務の状況に応じて土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始にも振替勤務を指示する場合があります。
任用の 期 間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります（再度の任用4回まで）。

7 受験申込手続

提出書類	1 受験申込書 1 部 ※顔写真を貼付すること。 2 論文 (1) テーマ 『DV被害者等の相談業務や心理的支援で大切にしたいことは』 (2) 字 数 800字以内 (タイトル、氏名は文字数に含まない。)
申 込 先	鳥取県中部総合事務所県民福祉局地域福祉課 (担当：會見) 〒682-0802 倉吉市東巖城町2番地 (中部総合事務所2号館1階) 電話(0858)23-3187 https://www.pref.tottori.lg.jp/chubu-kenminfukushi/ ※提出書類は、郵送又は持参によりお申込みください。 その際、封筒の表に「心理療法専門員受験申込」と朱書きしてください。
受験申込書の記載方法	1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。 2 ※の欄を除くすべての欄にもれなく正確に記載してください。 3 受験申込書裏面に記載されている記載要領に留意し、記入してください。

※車イス等で来場される方は、会場準備の都合がありますので、申込時にお知らせください。
 ※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

8 合格者の決定方法

(1) 採用予定者

採用予定者は、専門試験及び人物試験の合計得点の高い順に決定します。なお、試験の得点が一定の水準に満たない場合は不合格とします。

(2) 証明書等

採用予定者の決定後、採用までに受験資格の確認等のため、各種証明書等(卒業(修了)証明書、運転免許の写し等)を提出していただきます。必要な要件を欠いていることが明らかになった場合、又は必要な書類が提出されていない場合は採用されません。なお、受験申込書等の記載事項に虚偽、錯誤又は脱漏があると、採用されない場合があります。

9 合格者の発表

合否については全員に書面で通知します。なお、合格者には合格発表日以降に県民福祉局から電話を差し上げます。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証等写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

また、合格者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長3(23cm×12cm)〕を持参してください。

開示請求ができる者	開 示 の 内 容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験の合否、試験種目ごとの得点、順位	合格発表日から1月間	中部総合事務所県民福祉局地域福祉課

11 試験に関する注意事項

試験当日は、人物試験開始時刻までに必ず中部総合事務所県民福祉局2号館にお越しください。(遅刻者は受験できません。)

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き、配属先の決定以外には利用しません。